

議案第 18 号

朝霞市国民健康保険条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険条例（昭和 34 年朝霞市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「42 万円」を「50 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 24 日提出

朝霞市長 富岡 勝則